

# 下請法に関するQ&A

平成20年6月

社団法人 自動車公正取引協議会

この「下請法に関するQ & A」は、自動車公正取引協議会が平成20年3月に全国9か所で開催した下請法に関する研修会の会場で出された質問とこれに対する回答及び、その後、自動車公正取引協議会に個別に寄せられた質問とこれに対する回答を、項目別に整理してまとめたものである。

このため、このQ & Aを活用される際には、研修会で使用したテキスト「自動車販売・整備業界と下請法（下請法研修会資料）」を参照してください。

## 下請法に関するQ&A 目次

### 1. 下請取引の定義

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 製造委託      | Q1, Q2 . . . . . 1 |
| 修理委託      | Q3, Q4 . . . . . 1 |
| 情報成果物作成委託 | Q5 . . . . . 2     |
| 役務提供委託    | Q6 . . . . . 2     |
| 下請事業者     | Q7 . . . . . 3     |

### 2. 親事業者の義務

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 書面の交付義務    | Q8～Q13 . . . . . 3 |
| 書類の作成・保存義務 | Q14 . . . . . 6    |

### 3. 親事業者の禁止行為

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 下請代金の支払遅延      | Q15, Q16 . . . . . 6 |
| 下請代金の減額        | Q17～Q20 . . . . . 7  |
| 買いたたき          | Q21 . . . . . 8      |
| 購入強制           | Q22 . . . . . 8      |
| 不当な経済上の利益の提供要請 | Q23～Q25 . . . . . 8  |
| 不当な給付内容の変更     | Q26 . . . . . 9      |
| 受領拒否           | Q27 . . . . . 10     |

## 1. 下請取引の定義

### （製造委託）

**Q1** 客に配る販売促進用のカタログ・パンフレットなどを外注して作らせているが、これは下請取引になるのか。

**A.** 販売する商品を外注して作らせる場合は、製造委託（の第1類型）として下請取引になる。

販促物等の無償で配布するものを外注して作らせる場合は、それを自社でも製造していれば製造委託（の第4類型）として下請取引になるが、自社で製造していなければ下請取引にはならない。

**Q2** 販売する自動車の窓ガラスのコーティング作業のみを外注しても下請取引になるか。また、ユーザーから注文を受けて、車体を改造したり部品を加工して取り付ける場合、この作業を外注しても下請取引になるか。

**A.** 「製造」には「加工」を含むとされ、「加工」とは物品に一定の工作を加えて一定の価値を付加することとされている。このため、窓ガラスのコーティング作業や車体を改造したり部品を加工して取り付ける作業も、加工としての製造である。

したがって、その作業を外注する場合、ユーザーから注文を受けずに行う作業であれば製造委託の第1類型として、またユーザーから注文を受けて行う作業であれば製造委託の第2類型として、いずれも下請取引になる。

### （修理委託）

**Q3** 修理委託の修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることで、自動車の場合はエンジン・ブレーキ・ミッション・操向などの機構部分の修理が該当するとの説明だが、ボディー外板の板金修理なども下請法では修理に当たるのか。

**A.** 修理とは、下請法の解説書によれば、「物品の欠損を補って、その効用を回復又は維持させることをいう」ともされている。したがって、ボディー外板の板金修理も下請法の修理になる。

**Q4** メーカー保証期間中の修理をディーラーの当社が行った場合は、メーカーとの下請取引となって当社は下請事業者になるのか。

自動車リース会社やトラック運送会社から当社が自動車の修理を請け負った場合はどうか。

**A.** メーカー保証は、メーカー自ら修理・メンテナンスの責任を負うことをユーザーと約するものである。このため、ユーザーからディーラーに修理・メンテナンスを依頼しているとしても、メーカーが修理・メンテナンスをユーザーから委託され、当該修理・メンテナンスをディーラーに再委託していることになる。

したがって、メーカー保証期間中にディーラーが行う修理・メンテナンスは、修理委託の第1類型又は役務提供委託として下請取引になり、その修理・メンテナンスを行う事業者は下請事業者になる。

自動車リース会社がリース先の客から依頼された自動車の修理であれば、これを外注する場合も修理委託の第1類型として下請取引になり、その修理を行う事業者は下請事業者になる。

自動車リース会社やトラック運送会社が、使用する自動車を自社で修理しており、その修理の一部を社外に委託する場合は、修理委託の第2類型として下請取引になり、その修理を行う事業者は下請事業者になる。

### （情報成果物作成委託）

**Q5** カタログ・パンフレットの原稿やデザインのみを別の会社に外注して作らせる場合は下請取引になるのか。

**A.** 販促物等の無償で配布するものに使う情報成果物を外注して作らせる場合は、それを自社でも制作していれば情報成果物作成委託（の第3類型）として下請取引になるが、自社で制作していなければ外注して作らせても下請取引にはならない。

### （役務提供委託）

**Q6** 自動車リース会社やトラック運送会社から点検整備を請け負った場合は修理委託に当たるのか。自動車ローンのファイナンス会社による点検保証期間内の点検を請け負った場合はどうか。

**A.** 点検整備の内容が、故障個所の発見や定期的な部品の交換等、故障個所の

修理を伴わない保守点検にとどまるものであれば、修理には該当しないが、役務に該当する。

役務委託については、自動車リース会社やトラック運送会社、自動車ローンのファイナンス会社が、客から請け負って再委託する場合のみが、役務提供委託として下請取引になる。

なお、保守点検の結果、正常に機能しない部分を修復することは、修理に該当することから、保守点検業務に修理業務を含めて再委託すれば修理委託に該当する。

修理委託に該当する場合は、客から請け負った自動車の修理を再委託する場合(第1類型)のほか、自社で使用する自動車について行っている修理の一部を委託する場合(第2類型)も下請取引になる。

**Q6-2** 当会の会員は、車を購入した客のほとんどから車庫証明の申請手続を頼まれるが、当然、会員は、手数料を取るものの自分では申請手続をやらず行政書士に申請手続を委託している。これは下請取引になるのか。

**A.** 会員は、車を購入した客に単に行政書士を紹介するだけでなく、手数料を取って車庫証明の申請手続を請け負っていることから、業として車庫証明の申請手続という役務を提供する事業者である。

会員は、さらにその役務を行政書士に委託していることから、会員と行政書士との間には、役務提供委託の下請取引になる。

自らに当該役務を提供する能力がなくても、当該役務を請け負ってそれを他の事業者へ委託していれば、役務提供の下請取引に該当する。

### (下請事業者)

**Q7** 客から請け負った自動車のタイヤ部分の点検整備や修理をタイヤ専門店で外注する場合、そこが超大企業の100%出資子会社であっても資本金が小さければ下請事業者となり、当社は親事業者として法の規制を受けるのか。

**A.** 下請事業者は当該事業者の資本金額のみで定義・区分されており、その親企業がいかに超大企業であっても、当該下請事業者へ外注すれば貴社は親事業者として下請法の規制を受ける。

## 2. 親事業者の義務

### （書面の交付義務）

**Q8** 書面の交付義務というのは、下請事業者に発注する場合は、発注を開始する際に、あるいはその後発注の都度、きちんと契約書を作って下請事業者に渡さなければいけないということか。

**A.** 下請法で親事業者に義務付けているのは、下請事業者に発注する際には、発注内容について、口頭ではなく、下請法第3条で定めている必要記載事項をきちんと記載した書面を作成して直ちに下請事業者に交付することであり、契約書には基本的事項を定め、それ以外の事項を記載した書面は発注の都度交付することになる。

**Q9** 商品のトラックを陸送業者に陸送してもらう場合、下請取引となり注文書を交付する必要があるのか。

**A.** 自ら利用する役務の委託であり下請取引とならない。ただし、販売済のトラックの陸送を買主から有償で請け負って陸送業者に再委託する場合は、役務提供委託として下請取引となることから、下請法に基づく発注書面を陸送業者に交付する必要がある。

**Q10** 自動車の整備・修理を下請事業者に出すと、車体を点検し分解してみないとどこをどう整備・修理していいのかわからないと言われ、整備・修理が終わった後で下請代金の額を決めることがあるが、これも問題になるのか。

**A.** 整備・修理が終わった後で下請代金の額を決めると、結局、実際にかかった費用を反映しない低い額を親事業者が下請事業者に一方的に押し付けることになりかねないので、発注内容や下請代金の額は、原則として発注時には定められている必要があるが、とはいえ、自動車の整備・修理の場合、発注時に発注内容や下請代金の具体的な金額を定められない場合も考えられる。

このため、発注時に下請代金の具体的な金額が定められない正当な理由がある場合は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定できる算定方法を記載した書面を発注時に下請事業者に交付するとともに、下請代金の具体的な金額が確定した後は、直ちにその金額を記載した書面を下請事業者に交付する必要がある。

なお、発注時に発注内容が定められない正当な理由がある場合は、定められない理由と定めることができる予定期日を記載した書面を発注時に交付するとともに、その内容が確定した後は、直ちにその内容を記載した書面を下請事業者に交付する必要がある。

**Q11** 当社は顧客への見積額の7掛けで整備・修理を下請に出しており、それを下請事業者も承知していることから、この見積書を発注書面の別紙として発注内容や下請代金の額として使ってもいいか。

**A.** 一般的な話として、発注書面の書式は特に定まったものはないので、他の書類を引用することは可能だが、その場合は、発注書面上に、発注内容や下請代金の額は別紙見積書のとおりである旨、発注書面との関係が分かるよう付記した上で、当該見積書を添付して発注書面を下請事業者に交付する必要がある。

ただ、当該別紙の記載額が発注金額そのものではなく、本件のように下請事業者への発注金額と異なる場合には、当該別紙を添付することにより発注金額の記載があるとは認められない。

**Q12** 発注書面を下請事業者に送った後、発注内容や支払方法を下請事業者も承諾したということを確認するために、承諾した旨の文書を下請事業者に出させてもいいのか。

**A.** 下請事業者がその承諾を文書で行うと印紙税法上の課税文書となり、それに伴い下請事業者側の負担が増加する場合には、それを踏まえた取引条件の見直しを行うことが求められる。

**Q13** 通常は10500円で下請事業者が発注している修理を、客から500円値引きを要求されたことから、下請事業者にそれを理解してもらうため、発注伝票の下請代金額の欄に10500円－500円又は500円値引きと書いて出してもいいか。

**A.** 下請事業者に交付する発注書面に記載する下請代金の額は、算定式ではなく算定後の確定額を記載する必要がある。

なお、本件のように、客からの500円値引き要求相当額をそのまま下請事業者側に転嫁して通常の下請代金を引き下げることは、買ったときに該当するおそれが生じるので、注意する必要がある。



## (書類の作成・保存義務)

**Q14** 事後に作成・保存することを義務付けられている書類は、発注書面と記載内容が同じである項目の部分は、発注書面の写しをそのまま再利用してもいいのか。それともあらためて書面を別に作らなければいけないのか。

**A.** 第3条の発注書面も第5条の作成・保存する書類も書式は特に定められていないので、記載義務事項がきちんと書かれた書面であればいい。

したがって、下請事業者に交付した発注書面の写しを添付して、第5条の作成・保存書類上にその記載内容と発注書面の写しとの関係が分かるように記述した上で、作成・保存書類の一部として利用することは可能である。

## 3. 親事業者の禁止行為

### (下請代金の支払遅延)

**Q15** 支払期日になっても下請事業者から請求書を送ってこない場合、すぐ督促して請求書を出させれば支払いが1日2日遅れても違反にならないか。

**A.** 支払期日までに下請代金を支払うことは親事業者に課せられた基本的な義務であることから、下請事業者から請求書を送ってこないからという理由であっても、支払いが遅れたら下請法に違反する。

このため、あらかじめ下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、下請事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応が望まれる。

なお、金融機関の休業日による支払いの順延が認められるのは、順延する期間が2日以内である場合であって、あらかじめ下請事業者との間で書面で合意しているときである。

**Q16** 会社の事情により下請代金の一部の支払いを保留することは、事前に下請事業者の承諾を得ていれば認められるか。

**A.** 下請事業者には責任がある理由がない場合には、一部とはいえ下請代金の支払いを保留することは、たとえ事前に下請事業者の承諾を得ていても下請代金の支払遅延又は場合によっては支払い保留額部分の減額に該当し、下請法に違反する。

## (下請代金の減額)

**Q17** 当社は下請代金をすべて銀行振込で支払っているが、下請代金からその振込手数料分を差し引いて下請事業者に支払っても減額として違反となるのか。

**A.** 下請代金の振込手数料はどちらの負担とするかを、事前に下請事業者と十分協議した上で決め、それによって下請事業者が負担する旨の書面での合意があれば、親事業者が負担した実費の範囲内でその振込手数料分を差し引いて支払っても下請法違反とはならない。

なお、振込みに日数がかかる場合には、振り込んだ日ではなく下請事業者が受け取った日が支払日となるので、支払遅延にならないような配慮が必要となる。

**Q18** 原則手形払いを下請事業者の要望で現金化して払う場合は、会社のシステム上、その額の金利以外にもその事務処理のための人件費とかいろいろと余計な費用がかかることから、それらを合計した額を割引手数料として差し引いて現金払いしているが、こういう特殊事情があっても、短期調達金利相当額分以外は違反となるのか。

**A.** 特殊事情があっても、短期調達金利相当額分以外を差し引くことは認められていない。下請事業者が手形払いより現金での支払いを希望し、恒常的に現金払いとなっているのであれば、現金払いによる単価設定をすることが望ましい。

なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払い手段を現金払いとして第3条書面を交付する必要があるが、この場合において、第3条書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を割り引くことは減額に該当し下請法に違反するので、あらかじめ現金払いに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。

**Q19** 当社にも下請事業者に対して債権がある場合、その下請事業者から支払いに出向くのが面倒なので下請代金と相殺してほしいと言ってくる場合でも、相殺できず全額払わなければいけないのか。

**A.** 下請代金の支払期日の時点で、当該債権が弁済期にある（相殺適状にある）場合に、これを相殺することは下請法上問題とはならない。しかし、親事業者が有する債権の弁済期前の時点でこれを下請代金と相殺することは、下請

事業者には期限の利益を放棄させることとなるので、このような行為は下請代金の減額に該当し下請法に違反する。

**Q20** 下請事業者が発注後に客から値引きを要求されたため、当社にとってはその原価である下請代金の中のレバレイトと呼ばれる工賃の時間単価をその分引き下げることができるか。

**A.** 下請事業者には責任がない理由で発注後に単価を引き下げるとは、下請代金の減額をもたらすことになるので、下請法に違反する。

### **(買ったたき)**

**Q21** いくつかの下請事業者に見積もりを出してもらい、そのうち当社の提示した金額から最も低い額、たとえば30%値引きという見積もりを出したところに発注するというやり方でも、買ったたきになる場合があるのか。

**A.** このこと自体直ちに買ったたきに該当するものではないが、例えばダミーを使って不当に価格を引き下げることとなる場合や最も低い額を出した下請事業者にそこからさらに値引きさせることは、買ったたきに該当し、下請法に違反する。

### **(購入強制)**

**Q22** 下請事業者に対し、その協同組合を通して当社の関連会社の商品の販売を広くお願いし、売上高に応じて何%かの報奨金を出す場合でも、購入強制に当たるのか。

**A.** お願いとはいっても、発注担当者が行うなど事実上強制に当たると認められる行為があれば、報奨金を出すからといっても、それが購入強制又は販売への協力という経済的利益の提供要請に該当し、下請法に違反する。

### **(不当な経済上の利益の提供要請)**

**Q23** ユーザーから修理中の代車を依頼された場合、その代車を下請事業者から無償で借りると、不当に経済的利益を提供させることになるとのことだが、代車料を払うとその下請事業者がリース・レンタル業法の無許可営業に問われるのではないか。

**A.** 業として有償で自家用自動車の貸し渡しを行うには、道路運送法上の自家

用自動車有償貸渡業の許可を国土交通大臣から受けることとされており、下請事業者も業としてこれを行うには許可を受ける必要があろうかと思われるが、代車料を払うとその下請事業者が無許可営業に問われるからと言って、それを理由に無償にするのは本末転倒といえる。

**Q24** 下請事業者の側から、ちょうど空いている車だから使ってくれとか、代車を無料で出すから仕事をくれという場合でも、無償で借りてはだめなのか。

**A.** そういう場合もあるかもしれないが、下請取引では、下請事業者の方から申し出た形にして実際には無理強いして代車を無料で提供させているのかも分からず、外部からはその見分けがつかない。

実態として代車を無料で提供させたと判断された結果、下請法に違反するとして、警告を受けたケースもある。

**Q25** 無償で下請事業者から代車を借りたら経済的利益の提供に当たるなら、たとえ500円でも1000円でも払ってあげばいいのか。

**A.** いくらが借料として適当な額なのかは借りる車のグレード、年式などにより一概に言えないが、何がしかを払っても事実上無償と同程度の名目だけの額だと、問題となるおそれがある。

無償というのは、明らかに違反する場合の例であって、無償でないからといって問題ないということはない。無償でなくても、経済上の利益提供要請によって下請事業者の利益を不当に害する場合には、下請法に違反する。

### **（不当な給付内容の変更）**

**Q26** いったん発注したものを下請事業者との話し合いで取り消すことはできるのか。

**A.** 下請事業者がすでに取りかかっている発注を下請事業者には責任がないのに取り消す場合には、その費用の全額を負担することなどにより下請事業者には負担がかからないようにする必要がある。そうでなければ下請事業者に対する不当な給付内容の変更（発注の取消）として、下請法に違反する。

## (受領拒否)

**Q27** 当社は自動車部品の下請事業者として、発注を受けて作った部品を、納入を指示されるまで当社が保管し在庫しているが、最近は自動車の売れ行き不振で納入時期を延期され、その結果、部品の在庫量が増え置き場所もなく困っている。下請法上問題にできるか。

なお、発注書面上の部品の受領期日や代金の支払期日の欄は当初から空欄である。

**A.** 親事業者が、売れ行き不振を理由として、受領期日に受領することを拒否したり受領期日を延期して受領しない場合には、下請法に違反する。

なお、親事業者は、発注書面に受領期日と代金の支払期日を明確に記載して交付することが義務付けられており、受領期日や代金の支払期日の欄が空欄の発注書面を交付することは、下請法に違反する